

労働俱樂部は労働の價値を資本家に認めしむるための労働團體に政治的方面より改善せんとする労働者の政治結社である。

労働俱樂部は労働者の賃金を増し、その低落を防ぎ労働時間を短かくし、その延長を抑へ、職に解雇の方法に就て労働者の利益に

なるため、互に扶け合ふ處の労働團體である。共に。労働俱樂部は先づ普通選挙を要求し、國家立法府を労働者の者となし、労働組合法、最低賃金法、労働保險法を制定せしめ、治安警察法、短工法等の労働者に不利なる點を廢止せしめ、労働發展所を設立せしめ政治上一より労働者無産階級の生活改善を圖らんとす

るものである。將來の労働團體は最早何等の役をなさず、さりとて過激主義、無政府的労働組合主義も又た決して労働者の生活を幸福にするものではない。故にここに新たな理論と方法と手段に據る労働俱樂部を組織せる次第である

労働權の主張、労働俱樂部綱領

労働組合法の制定、最低賃金法の制定、労働保險法の制定、労働裁判所の設立、治安警察法海員法の制定

労働俱樂部趣意

改廢 普通選挙要求 海員の委任選挙

第一條 本俱樂部を労働俱樂部と稱し本部を()に置き支部を全國各地に置く

第二條 本俱樂部は無産労働者階級の生活改善を圖るを以て目的とする

第三條 本俱樂部に加入せんごするものは住所職業氏名を記し本俱樂部部に申込みし

第四條 本俱樂部に會長一名を置き會務を總理す

第五條 本俱樂部に顧問及評議員は會長之を推薦す

第六條 本俱樂部に總務及幹事を置き總務及幹事の事は會長之を指名す

第七條 本俱樂部は俱樂部の聯絡を圖る爲め

機關紙を發行し俱樂部員に配布す

第八條 本俱樂部を維持する爲め俱樂部員は毎月金二十圓の俱樂部費を納入すべし

第九條 本俱樂部員にして不都合ありと認むるものは之を除名す

第十條 本俱樂部の會計は之を公表す

俱樂部員募集

- 一、労働俱樂部の事務所 横濱市若竹町三十六番地
- 二、申込み手續 住所職業氏名を圖書又は手紙にて本俱樂部に申込み
- 三、會費 俱樂部の維持費として毎月金二十圓を納付すること
- 四、事業 労働者の地位の向上を圖ること
- 五、匿名募集 當分の間俱樂部員の姓名を紙上に發表せず

米國海員の新協定

千九百十五年より米國に施行せられたる新海員法はセニアに代表を送るの必要なきまでに、海員に採つて自由にして且つ愉快なるものなりしが、最近又た機關部員の爲めに、海員御のアトラクティブ、ク、エント、カ、グループ組合と米國船主聯合會並に船船院との間に新たに